「JIS S OOOO 多目的ライターー安全仕様 」原案へのコメント　資料 2-8-2

事務局案の説明
①原案内容は「JIS Z 8301」規格票の様式及び作成方法に沿った。
②技術的内容は、喫煙具協会様のご意見をいただいた。
③コメント番号の前の●は、WGでの検討内容とした。
④★印の記述は、22日のWGでの検討内容を反映した。

番号		委員名	頁/箇条番号	意見	理由	事務局コメント（案）
●	1	喫煙具協会	全般	◆全体を通して、「ライター」「ユーザー」「バーナー」等、一般的な長音記号表記にしていただきたい。 ◆同じ文言が異なる表現になっている箇所が見受けられます。内容的に問題はないものの、精査し、統一した方が良いと思います。 ◆日本語として分かりにくい箇所が多数見受けられます。 IS022702と整合させながら、より分かりやすい表現に見直していただきたい。	箇条毎の「理由」記載は省かせていただきますが、基本的には下記の箇所を修正提案するものです。 ◇IS022702と整合していないと思われる箇所。（入力ミス？） ◇業界関係者からみて、不適当と思われる表現箇所。 ◇日本語として分かりにくいと思われる表現箇所。 ◇「ライター安全規格」の表現と合わせた方が良いと思われる箇所。 ※なお、修正によってIS022702と整合しなくなるおそれもありますので、この点ご確認願います。	プレミキシングバーナ⇒プリミキシングバーナなどがあるが、修正すべき事項などの意見は事務局で整理し，事務局の責任でJISに反映する。
●	2	荒木	全般	読点、句点の使用の統一。	句点「。」の用法が不統一であるため。	事務局で統一。
●	3	荒木	全般	JIS「ライタ- 安全仕様」との用語の統一。	2.14シールド「構成物」が、多目的ライタでは「構造物」 3.6　燃料充てん量が、多目的ライタでは「燃料の容量容積」 3.3.5　火炎の高さの「操作力」が、多目的ライタでは「作動力」 3.5　火炎の消火「アフターバーン」が多目的ライタでは「後燃え」など、用語の不統一があるため。 その他、用語の定義も不統一であり、混乱を招かない程度のすりあわせが必要ではないか。	両規格を精査して、適切な用語に合わせる。

	番号	委員名	頁/箇条番号	意見	理由	事務局コメント（案）
●	4	森廣	全般	「内容積３０立方センチメートル以下の容器内における液化ガスであって、温度３５度において圧力０．８ＭＰａ以下のもの」と、いずれかの項目において、規定してはどうか。	ライタについては、高圧ガス保安法の適用を除外されるものがほとんどであると考えられるため、適用除外要件を規定してはどうでしょうか。	ISOとの整合上、そのままとしたい。 高圧ガス保安法については解説で述べることを検討していただきたい。
●	5	小澤	全般	各試験の試験数は明確にすべきではないか。	認定機関結果の整合性。	サンプル数等は，その企業の品質管理方法によって異なるため、規定できないのではないか。
●	6	若井	目次	英文では、7.5はElevated-temperature test、7.8はfuel compatibility test、 7.9はInternal-Pressure test、ですが、夫々の訳語が7.5は高温試験、7.8は燃料との親和性、 7.9は内圧試験であり、ライター安全仕様では5.9は耐熱性試験、5.5は燃料適性試験、5.10は圧力試験として異なる。統一をお願いします。		目次は、本文が決まれば自動的に修正されます。（記述はシガレットライターに統一。）
●	7	若井	タイトル	ライター規格と比較するならば、名称を「多目的ライター安全仕様」としたらどうでしょうか。		ご指摘のとおり。 「多目的ライターー安全仕様」を修正提案とする。
●	8	事務局	規格の名称	★シガレットライターの規格名称（ISO 9994) 「たばこライターー安全仕様」 ★多目的ライターの規格名称（ISO 22702) 「多目的ライターー安全仕様」		同時発行の規格は、解釈の違いが出ない様に同じ名称にすることが望ましい。また「シガレットライター」よりも「たばこライター」のほうが一般的と考える。たばこは本来外来語だが、例外的に平仮名を用いることができる。 （ただし、英文名は変更なしとしたい。） ★業界での用語の使い方が有ればそれに併せることがあるかもしれないが、法令上問題ないのでJIS独自で決めて下さい。

番号		委員名	頁/箇条番号	意見	理由	事務局コメント（案）
●	9	事務局	適用範囲	★たばこライターの適用範囲 この規格は，たばこライターについて通常使用又は合理的に予測できる誤使用に関して，合理的な安全性を確保にするための要件事項について規定する。 たばこライターは，火炎発生装置であり，すべての火炎源と同じように，ユーザーに潜在的な危険源をもたらすことがある。すべての危険源を排除することはできないが，ユーザーに対するたばこライターの潜在的な危険源を最小限にするように意図されている。 この規格は，一般にたばこライターと呼ばれる（2.1に定義されている。）すべての火炎発生装置の安全要求事項について規定する。ただし，たばこ，葉巻き及びパイプ以外のものに火をつけることを目的とした火炎発生製品には適用しない。 ★多目的ライターの適用範囲 この規格は，多目的ライターについて通常使用又は合理的に予測できる誤使用に関して，合理的な安全性を確保するための要求事項について規定する。 多目的ライタは火炎発生装置であり，すべての火炎源と同じように，ユーザーに潜在的な危険源をもたらすことがある。すべての危険源を排除することはできないが，ユーザーに対する多目的ライターの潜在的な危険源を最小限にするように意図されている。 この規格は，一般に多目的ライタと呼ばれる（2.6に定義されている。）すべての火炎発生式消費者製品及び類似装置の安全要求事項について規定する。ただし，たばこ，葉巻及びパイプ以外のものに火を点けることを目的とした火炎発生製品には適用しない。		両規格の序文及び適用範囲の記載内容は異なるので出来るだけ併せた方が誤解が少なくなるため。 （ISO9994：2005がより新しい規格なので出来るだけ、ISO9994の記述内容に揃えたい。） 多目的ライターの序文の警告文は、そのままとする。 国際規格を直訳するのではなく意訳することが重要(文章の出入りは可能)。

	番号	委員名	頁/箇条番号	意見	理由	事務局コメント（案）
	10	夏目	1/1	１適用範囲の注記２部分の修正 あるいは附属書JAに追加	作成される規格が他の規格文書からの引用、あるいは条項を盛り込んでいることから、この規格の対応国際規格については、引用された規格文書の（修正を含む）最新バージョンが適用される、とした方が規程の追加あるいは改正に対応しやすいのではないでしょうか。	元々JIS及びISO規格は、最新版を掲載する決まりとなっており、記述しなくても最新のデータが入るため、このままでよいと判断する。
●	11	喫煙具協会	2/2.9	火炎の高さを調整できない機構の多目的ライタ。 ↓ 火炎の高さを調整する機構を備えない多目的ライタ。		「火炎の高さを調整する機構のない多目的ライタ。」を修正提案とする。
	12	若井	2/2.5	英文での、self-contained ignitionの訳語が、「自給式点火」では少しおかしいのでは。Containedの意味は、「給」ではなくて、「保持」であり自らが持っている点火装置では無いでしょうか。		ご指摘どおりとする。 「ライター安全仕様」に合わせ、「自給式点火」を「内蔵した発火装置」に修正。
	13	森廣	2/2.9	「24℃における蒸気圧が103kPaのゲージ圧を超える」又は「24℃でゲージ圧104kPaを超える」のどちらかに統一してはどうか。	多目的ライタでは「24℃における蒸気圧が103kPaのゲージ圧を超える」とあり、ライタでは「24℃でゲージ圧104kPaを超える」とあるため。（試験条件が23℃なのに、なぜ24℃なのでしょうか。）	ISOに整合させるため、24℃はそのままとしたい。 104kPaか103kPaかは計算上の誤差（コンマ以下の切り上げ、切り下げ）だと思われる。 他の規格（ASTM）の数値に合わせ103ｋPaとしたい。（事務局で確認済み）
	14	森廣	2/2.9	「ブタン」又は「ｎ－ブタン」のいずれかに統一してはどうか。	多目的ライタでは「ブタン」とあり、ライタでは「ｎ－ブタン」とあるため。	法令名称には「n-ブタン」が多い。これに統一したい。
	15	喫煙具協会	4/図1	試験機器の例 ↓ 試験の例 又は 試験方法の例		「試験方法の例」としたい。
	16	喫煙具協会	4/3.2.2	A.1 ↓ 附属書A.1 3.2.3、3.2.4、3.2.5、3.2.6、3.2.7も同様に。		「A.1」と書けば、附属書A.1のことの決まりとなっているため、このままとしたい。

番号		委員名	頁/箇条番号	意見	理由	事務局コメント（案）
	17	喫煙具協会	6/図2	試験機器の例 ↓ 試験の例 又は 試験方法の例		「試験方法の例」としたい。
	18	森廣	7/3.6	「燃料の容量容積」又は「燃料充てん量」のどちらかに試験名を統一してはどうか。	多目的ライタでは「燃料の容量容積」とあり、ライタでは「燃料充てん量」とあるため。	「Volumetric displacement」ですので「燃料充てん量」で統一したい。
	19	若井	7/4.2.3–16/7.7.4.8	「意図された方法で点火しないライタは、不合格としない。」：何ゆえこの条項があるのか、教えてください。	理解できません。	ISO規格の記述どおり。理由は不明だが「着火しない＝安全の思想」ではないかと思われる。 （日本喫煙具協会様の参考ご意見）
●	20	夏目	8/6.1	安全情報に追加	一般への安全情報は的確にされていると思いますが、ライター規制の大きな要因となった幼児事故防止が背後に隠れてしまっているようです。 いずれかに、幼児事故防止あるいは幼児による操作防止についての記載を望みます。	ご指摘のとおり。大切な一般安全事項の内容については、WG委員会にて検討いただきたい。 ★幼児へのＣＲの試験方法の規定が決まれば、内容が明らかになってくると思います。
●	21	河村	8/6.1.2～9/6.1.3	安全情報のうち、“子供から遠ざける”のセーフティーシンボルは、ライタ本体への表示とすることが望ましい。	子供から遠ざけるという最重要な警告（シンボル）だけでも、本体のどこかに表示することとすべき。（これは、警告文が本体についている場合であっても、シンボルも付加すべきという意味です。本体についている場合の警告文は文字が小さいので、このシンボルは必要だと考えます。）	WGの関係者で要検討。
●	22	河村	9/6.1.3.1	“警告”という明確な警告文を含むものとする。とあるが、「“警告”という明確な記載を伴うものとする。」というような記述がよいのではないか。	「警告」というフレーズの記載のことであって「警告文」ではないから。	ご指摘のとおり。 「“警告”という明確な記載をする。」を修正提案とする。
●	23	喫煙具協会	9/6.1.3.3 a)	下記を追加。 （この表記は，すべての自動消火式多目的ライタに付けなければならない。）		ISO 22702のAmendment 1 2008-09-15で削除されているが、記述するか要検討。
	24	荒木	9/6.1.3.3 c)	“絶対に孔を明けたり･･･”→空（あ）けたり		「開ける」の表記もあるため、「開（あ）ける」に統一。

番号		委員名	頁/箇条番号	意見	理由	事務局コメント（案）
	25	森廣	9/6.1.3.3 g)	記載すべき事項として、「注入後は、ライタを使用するまで2分間待つ」又は「注入が終了したとき、点火する前にライタをふき、手を乾かす。」のどちらかに統一してはどうか。	多目的ライタでは、「注入後は、ライタを使用するまで2分間待つ」とあり、ライタでは「注入が終了したとき、点火する前にライタをふき、手を乾かす。」とあるため。	ISOに整合上そのままとしたい。 ○「２分間待つ」は多目的ライター＝ガスライターに関する注意。 （ガス注入直後は着火しにくい。また、注入時に溢れたガスが周囲に残っている可能性を考慮しての注意だと思われる） ○「ライターをふき、手を乾かす」は液体ライター＝オイルライターに関する注意。（ライター表面や手にオイルが付着したまま点火するのは危険なため） 従って、上記を統一することはできないと考える。
	26	荒木	10/6.1.4.3	“子供から遠ざけるシンボル”の再検討	ISOのシンボルの図案が日本で「子供」と認識されづらいと懸念される。絵表示の最大の目的は「子供の使用防止」を瞬間的に認識させることであることから、日本人に分かりやすい図案を採用するべきではないか。	ご指摘のとおりだが、ISOの国際規格のシンボルを再検討するのは時間がかかるため、現時点ではISOどおりとした。
●	27	喫煙具協会	11/6.2	かん合 ↓ 結合		JISでは「かん（嵌）合」が一般的な表記。
●	28	森廣	11/6.2	注入の指示の内容について、取扱説明書及び警告文を添付することと規定してはどうか。	表示場所について規定されていないため。	取扱説明書を付けるように検討したい。
●	29	夏目	11/7	試験方法　幼児試験パネル	欧米では幼児試験パネルが試験方法として採用されている。 第1回委員会では日本での実施は困難との話ばかりが出されたが、実施する方法について検討すべきと考えます。	ご指摘のとおり。WG委員会で要検討。 ★何れ何らかの基準や手順が明確に決まると思います。 　現在の所は、欧米の基準を満たせば日本での承認が得られることを検討されています。

	番号	委員名	頁/箇条番号	意見	理由	事務局コメント（案）
	30	森廣	17/7.10	「再充てん試験」又は「燃料注入試験」のどちらかに試験名を統一してはどうか。	多目的ライタでは「再充てん試験」とあり、ライタでは「燃料注入試験」とあるため。	「Refiling」ですので「燃料充てん試験」とする。
●	31	森廣	11/7.1.4.1、12/7.2.3.1 13/7.3.4.1 その他	試験室の温度条件が、試験手順の中で規定されていないため、「23±2℃で少なくとも10時間置き」と安定条件のある試験の場合については、その後の行程における試験室の温度は23±2℃とすると規定してはどうか	試料の温度変化を防ぐことにより、容器内圧を一定に保持させる必要があるのではないでしょうか。	ご指摘の内容は理解できるため、ISOとの整合上、問題がなければ追加しても良いと考える。関係者で要検討。
	32	森廣	16/7.8	「燃料との親和性試験」又は「燃料適正試験」のどちらかに試験名を統一してはどうか。	多目的ライタでは「燃料との親和性試験」とあり、ライタでは「燃料適正試験」とあるため。	文章から「燃料適正試験」としたい。
●	33	森廣	16/7.8.4.1 ~16/7.8.4.3	燃料との親和性試験において、40℃28日間とあるが50℃で試験をする必要はないか。	取扱説明書の要求事項に「50℃以上の高温にさらさない」とあるため。	ISOに整合上、そのままとしたい。 ○燃料適性試験は、燃料タンク等が長期間燃料に触れることにより、部材や溶着が劣化して燃料漏れを起こさないこと、劣化によって炎の高さや消火時間等に影響がないことを確認するもの。ISOが40℃、28日間にした経緯は不明だが、この試験のポイントは長期間の当該試験後に、通常の使用環境（23℃）において危険なガス漏れがないかを確認することだと思われる。 ○耐熱に関しては別途、耐熱試験（65℃で４時間）で確認している。 ○「点火しないライターを不合格としない」のは、この規格が安全規格であって、品質規格ではないからだと思われる。

番号		委員名	頁/箇条番号	意見	理由	事務局コメント（案）
	34	森廣	16/7.8.4.6	燃料との親和性試験において、ライタは、23±2℃の条件下でガス漏れの試験を行うことになっているが、40℃28日間の期間中も漏れがないことを規定してはどうか。	23℃の条件において漏れが毎分15mg以下、且つガスが空になっていない場合、40℃の条件において漏れが毎分15mgを超えても良いと判断される可能性があるため。	ISOに整合上そのままとしたい。恒温槽内で且つ28日間常時観察することは難しいと思われる。（燃料漏れがいつ発生するか分からない）そのため、28日間後に燃料が空のものは不合格という判定手段をとっているものと思われる。またここで、試験後、通常の使用環境（23℃）で危険なガス漏れがないかどうか確認したい。
	35	森廣	16/7.8.4.9	燃料との親和性試験において、40℃28日の期間後に、点火しないライタを不合格としないとあるが、良いか。	取扱説明書の要求事項に「50℃以上の高温にさらさない」とあるので、50℃未満の条件では、正常にライタが使用できるべきではないでしょうか。	ISOに整合上、そのままとしたい。 ○燃料適性試験は、燃料タンク等が長期間燃料に触れることにより、部材や溶着が劣化して燃料漏れを起こさないこと、劣化によって炎の高さや消火時間等に影響がないことを確認するもの。ISOが40℃、28日間にした経緯は不明だが、この試験のポイントは長期間の当該試験後に、通常の使用環境（23℃）において危険なガス漏れがないかを確認することだと思われる。 ○耐熱に関しては別途、耐熱試験（65℃で４時間）で確認している。 ○「点火しないライターを不合格としない」のは、この規格が安全規格であって、品質規格ではないからだと思われる。
	36	森廣	16/7.9	「内圧試験」又は「圧力試験」のどちらかに試験名を統一してはどうか。	多目的ライタでは「内圧試験」とあり、ライタでは「圧力試験」とあるため。	「Internal-pressure test」であるため、「内圧試験」に統一する。
●	37	森廣	17/7.9.5.2	内圧試験において、試験圧力を決めるために、製造業者が推奨する燃料の成分比を分析する必要があるか。	燃料の成分比が不明確で、試験条件である55℃で発生する蒸気圧の2倍の内圧が幾らなのか分からない場合について、規定する必要はないでしょうか。	試験圧力を決めるために当該燃料の成分比データは当然必要である。 喫煙具協会様の検査制度では、規定はないが、試験機関で成分分析を行っている。ISOとの整合上、別途運用規則等で規定する方法もあると思われる。

	番号	委員名	頁/箇条番号	意見	理由	事務局コメント（案）
●	38	森廣	17/7.10.2	再充てん試験において、燃料漏れを測定する前に、試料を安定させる条件が規定されていないため、２３±２℃１０時間の安定時間について規定してはどうか。	温度により容器内圧に違いが出るため。	ISOに整合上そのままとしたい。ガスライターの燃料タンクは小さいものが多く、燃料漏れがある場合はすぐにタンクが空になって測定できないため、安定時間の規定がないものと思われる。
	39	喫煙具協会	18/ 7.11.4.10	「ここに，」は不要。		数式の規格様式どおりのため、このままとしたい。
	40	荒木	18/ 7.11.4.11	7.11.4.11不合格基準「V1とV0との比が0.85を超える」を3.6燃料の容量容積に準じた分かりやすい表記にする。	V1(燃料の液体分量)、V0（燃料室の容積）で、V1/V0＝0.85を超えることは液体が多く不合格となるが、「比率」ではどちらを基準か分かりづらいため、表記に工夫が必要。	「V_1(燃料の充てん容積)とV_0(燃料タンクの容積)との比が0.85以上であれば，不合格とする。」に修正提案。
	41	喫煙具協会	17/7.11.4.3	「ここに，」は不要。		数式の規格様式どおりのため、このままとしたい。
●	42	小澤	18/8	「多目的ライターには、見やすい箇所に安易に消えない方法で、次の項目を記載する。」は削除して。 ３つの項目を8.1・8.2の２項目に分け記載する。 ・8.1 製造業者若しくは販売業者又はその略号若しくは登録商標を永久的に表示しなければならない。 ・8.2 製造年月日若しくはその略号又は製造番号若しくはロット番号等を容易に消えない方法で表示しなければならない。	・「見やすい箇所」に表示できないモデルもあり削除。 ・全ての内容が「安易に消えない方法」ではいけないと考え削除。 ・新設：8.1項は「永久的」表記が必要と考える。 ・新設：8.2項は「安易に消えない」表記で良いと考える。	JISでは“永久的”の表現は（難しいため）用いないのが一般的。 詳細に付いては、再度検討としたい。 （喫煙具協会様の意見の時と併せて検討したい。）
	43	小澤	20/参考文献	MIL-STD-105DはANSI-ASQCZ1.4-1993にすべき。	これが世界基準では。	ISO9994ではMILスペックであるため、JIS又はISOを引用することが望ましい。JISではJIS Z 9015シリーズが該当
●	44	小澤	20/附属書A	A.1 A.2の意味が分からない、簡単な言い回しに変更して頂きたい。	内容が理解出来ない。（下記、附属書Aの内容含め）	委員会にて検討したい。
	45	小澤	20/附属書A	A.1の「望ましい」とA.2最後の「確実にする」との相反した表現記載があるが、「確実にする」が良いのでは。	相反した表現であり矛盾する。	両方とも「should」であるため、「望ましい」とする。
●	46	小澤	20/附属書A	ここに記載されている％は、出荷品の炎品質許容％を示しているのか。	もし、出荷品の許容品質％であればレベルが悪すぎる。	両方とも「should」であるため、「望ましい」とする。